

国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2015年3月)

IASBでは2015年3月度（3月17日から3月19日）、次のトピックが議論されている。

プロジェクト/今回の議論の概要	今回の会議での討議・決定事項
① リース 新基準への移行時の開示等に関する論点について議論された。	詳細はI（49頁）参照。
② 調査研究活動に関するアップデート 調査研究活動の状況について、最近の情報が報告された。	決定事項なし。
③ 開示に関する取組み 複数の取組みが同時進行しているが、今回は重要性及び開示原則等について議論された。	詳細はII（49頁）参照。
④ 顧客との契約から生じる収益 収益認識に関する共同の移行リソース・グループで取り上げられた論点のうち、移行時の実務上の便法等について議論された。	詳細はIII参照。
⑤ 概念フレームワーク 公開草案の文案作成中に生じた論点等について議論された。	詳細はIV参照。
⑥ 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定 公開草案に対して寄せられたコメント等について議論された。	決定事項なし。
⑦ 動的リスク管理の会計処理 ディスカッション・ペーパーに対して寄せられたコメント等について議論された。	決定事項なし。
⑧ 保険契約 教育セッションにおいて、有配当契約の会計処理について議論された。	決定事項なし。

IASB会議概要に関して、暫定合意が行われたトピックを中心に、「背景」、「今回の議論のテーマ」、「主な暫定決定事項」、「今後の予定」に分けて記載する。

IASB会議概要では、それぞれのトピックにおいて、どのような問題意識をもとに議論がスタートし、議論が進んでいるかについて、その概要を記載することを目的とする。高品質な会計基準開発のため、IASBにおいて議論は限りなく行われており、議論の本質を見失わないため、上記のような構成としている。

このIASB会議概要は、このような趣旨で記載しているため、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASBが公表した「IASB Update¹」及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳²をご参照いただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

I リース

背景

現行リース会計基準は、オペレーティング・リースのオフバランス処理、(借手も貸手も)ファイナンス・リースとオペレーティング・リースのいずれに該当するかによって異なる会計処理が適用されること等、いくつかの問題点が指摘されており、2010年に公開草案を公表し、全てのリース(借手)に使用権モデルの会計処理を適用することが提案された。

しかし、煩雑な会計処理となること、リース期間について不確実な見積りを要すること、及び短期リースについても借手にオンバランスを求めることなどに対して、多数の批判的意見があり、審議の結果、2013年5月に再公開草案の公表に至った。IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)は、再公開草案に対するコメントをもとに2013年11月以降再審議を開始したが、借手のリース費用の認識方法等において、IASBとFASBの間で合意が得られず、異なる会計処理を選択する暫定決定を行っている。

今回の議論のテーマ

上記のように、IASBとFASBで異なる会計処理を選択することが暫定決定されており、また、主要な論点については議論を終えた。今回はIASB単独で、新基準への移行時の開示及びデュー・プロセス等について議論された。

主な暫定決定事項

整理論点

- 新基準への移行時、借手に関して、以下の開示をすることを暫定的に決定した。
 - ◇ 適用開始日における加重平均追加借入利率
 - ◇ 適用開始日前の期末において、IAS第17号「リース」適用時に報告したオペレーティング・リースのコミットメントを割引いた結果と、適用開始日において累積的なキャッチ・アップ修正を行い、貸借対照表に認識したリース負債の差異の説明

デュー・プロセス

- 2013年5月の再公開草案における提案に変更が加

えられているが、当該変更はすでにコメントを求めするために公開されていたものである等の事由を勘案し、必要なデュー・プロセスは全て完了したことを確認した。

今後の予定

新基準に関して、書面投票手続を開始するとともに、発効日及びその他の整理論点等を議論する予定である。

II 開示に関する取組み

背景

現行の国際財務報告基準(IFRS)の表示及び開示要求に対して、様々な関係者から様々な見解が示されている。その1つとして、現行のIFRSは開示要求が多く、財務諸表利用者にとって重要性の低い情報まで企業は開示を行う。その結果として、財務諸表の有用性が低下しているという指摘がある。こうした意見を受けてIASBでは開示に関する取組みとして、短期的に対応可能な項目、及び中長期的に対応する項目を識別し、開示を改善するためのプロジェクトを進めている。

今回の議論のテーマ

開示に関する取組みは、上記のように複数のプロジェクトが同時に議論されているが、今回はその中でも、重要性及び開示原則等に関して議論された。

主な暫定決定事項

- 一般的な開示基準に関して、以下のようであることを暫定的に決定した。
 - ◇ 財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益の計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書を合わせて、全体として「基本財務諸表」である旨を明示する。
 - ◇ 「表示」又は「開示」を求める場合、その意図する記載場所について「基本財務諸表」又は「注記」のいずれかを明示する。
 - ◇ 基本財務諸表の役割と、基本財務諸表の一部を構成する特定の計算書の意味について記載する。

今後の予定

重要性プロジェクトに関して、重要性の定義の変更案、開示原則プロジェクトに関して、現行基準のレビュー及び注記の内容等について議論する予定である。

III 顧客との契約から生じる収益

背景

2014年5月、IASBは、FASBと行った共同プロジェクトの成果として、収益に関する基準書IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表している。このIFRS第15号は、収益に関する包括的な単一の会計基準を開発することにより、財務諸表作成者による会計基準の適用を容易にするとともに、企業間の比較可能性を向上させ、財務諸表利用者にとってより有用な情報を開示することを目的として開発されたものである。

また、この新基準に関して、IASBとFASBは2014年6月、収益認識に関する共同の移行リソース・グループ（Transition Resource Group for Revenue Recognition、以下「TRG」という。）の創設を発表し、定期的に会合が開催されている。TRGは、企業が新基準を適用する際に発生すると想定される潜在的な論点について議論することを目的としており、作成者、監査人、利用者等により構成されている。TRG自体が解釈指針等を開発することはなく、TRGにおける議論の内容が定期的にIASBとFASBに報告される仕組みとなっている。さらにTRGは、新基準の適用に関して、利害関係者に学習の機会を提供することもその設立趣旨とされている。

今回の議論のテーマ

上記のように、TRGでは新基準が適用された場合の円滑な運用を目的として、潜在的な問題点について議論が行われており、今回は、その中でも、移行時の実務上の便法等についてIASBとFASBで議論が行われた。



主な暫定決定事項

- 移行時の実務上の便法として、変更が行われた契約に関して以下のように会計処理することを認めることを暫定的に決定した。

- ◇ 表示する最も古い期間の期首を契約変更修正日（CMAD：Contract Modification Adjustment Date）として設定する。
- ◇ 契約開始日からCMADまでの期間に行われた全ての修正を考慮して、CMADまでに充足した全ての履行義務と、まだ充足していない履行義務を識別する。
- ◇ CMADまでの全ての変更を考慮して、CMADにおける取引価格を算定する。
- ◇ 取引価格を、CMAD現在で識別した履行義務に、それぞれの財又はサービスの過去の独立販売価格に基づいて配分する。
- 遡及修正するケースにおいて、IAS第11号「工事契約」、IAS第18号「収益」及び関連する解釈指針に従って識別した財及びサービスが、表示する最も古い期間の期首現在で完了していない契約のみを遡及修正の対象とするという実務上の便法を設けることを暫定的に決定した。
- 上記実務上の便法を使用した場合、その旨の開示、及び合理的に可能な範囲で、当該便法の適用による影響の見積りに関する定性的評価の開示をすることを暫定的に決定した。

今後の予定

2月のボード会議において暫定決定したIFRS第15号の明確化案に、上記暫定決定を含め、この公開草案のドラフトを2015年6月の会議で議論する予定である。

IV 概念フレームワーク

背景

IASBは、2013年7月にディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（以下「概念DP」という。）を公表した。概念DPで提案された各領域の主な論点については、2014年10月までの会議において暫定決定が行われ、公開草案の公表に向けて、書面投票手続の開始が指示されている。

今回の議論のテーマ

概念フレームワーク公開草案の文案作成中に生じた論点について議論された。



主な暫定決定事項

- 測定の不確実性が、財務情報の目的適合性にどのように影響を与える可能性があるのかに関する議論について、明確化することを暫定決定した。
- 公開草案において、「財務業績の計算書 (statement (3) of financial performance)」、及び「その他の包括利益 (OCI: other comprehensive income)」の用語を使用することを暫定決定した。
- 資産又は負債の認識の中止に関して、その他の包括利益 (OCI) に累積している関連する利得又は損失の取扱いに関して、「リサイクリング」又は「振替」という一般的に使用される概念と整合的な方法で記述することを暫定的に決定した。
- 法的な組織体ではない報告企業を、どのように取り扱うかに関する議論を公開草案に追加することを暫定決定した。

今後の予定

概念フレームワーク公開草案が2015年第2四半期に公表される予定である。

〈注〉

- 1 <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>
- 2 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/update/2015.shtml

(機関誌編集員会編集員 松尾洋孝)